平成17年度情報公開制度の運用状況について

1 公文書の開示の請求及び申出の状況

(1) 受付窓口別の内訳

(1) 支的总自加切的机			(単位 件)
区分	請求	申出	合 計
県 政 情 報 センター	1,661	2,264	3,925
県 政 情 報 コ ー ナ ー	1,087	7 4 7	1,834
出 先 機 関 窓 口	7 1	0	7 1
警察情報センター	3 5	3 8	7 3
合 計	2,854	3,049	5,903

注

- 1 「請求」とは、条例第5条の規定による公文書の開示の請求をいう(以下同じ。)。
- 2 「申出」とは、条例第32条の規定による公文書の任意開示の申出をいう(以下同じ。)。
- 3 「県政情報センター」とは、県庁西庁舎に設置された窓口をいう。
- 4 「県政情報コーナー」とは、県中、県南、会津、南会津、相双及びいわき の各地方振興局に設置された窓口をいう。
- 5 「出先機関窓口」とは、伊達、二本松、三春、棚倉、喜多方及び富岡の各合同庁舎内に所在する各出先機関並びに単独の出先機関の窓口をいう。
- 6 「警察情報センター」とは、県警察相談センターに設置された窓口をいう。

(2) 請求権者等別の内訳

(単位 件)

	区	分	件	数
請求				
	県の区域内に住所を有する者か!	うの請求		1,861
	県の区域内に事務所又は事業所で	を有する個人及び法人		0.2.2
	その他の団体からの請求			9 2 2
	県の区域内に存する事務所又は	事業所に勤務する者か		2.0
	らの請求			3 0
	県の区域内に存する学校に在学る	する者からの請求		0
	その他実施機関の行う事務又は	事業に利害関係を有す		4 4
	ると認められるものからの請求			4 1
	小	計		2 , 8 5 4
申出				
	請求権者以外のものからの申出			3,049
	合	計		5 , 9 0 3

(3) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実	施札	幾関	の	X	分	請	求	申	出	合	計
	知	事	Ī	直	轄		2 6 1		0		2 6 1
	総		務		部		9 4		2 8		1 2 2
	企	画	調	整	部		4 7		2		4 9
	生	活	環	境	部		8 0		1 1		9 1
知	保	健	福	祉	部		2 6 4		4 4 4		7 0 8
	商	I	労	働	部		3 5		4		3 9
	農	林	水	産	部		9 4 6		4 2		9 8 8
事	土		木		部		9 0 8	2	, 4 2 4	3 ,	3 3 2
	出		納		局		4 5		3		4 8
	企		業		局		1 7		0		1 7
	月	١		盲	†	2,	697	2	, 9 5 8	5,	655
教	育	委		員	会		1 8		1 2		3 0
公	育安	委		員	会		3		0		3
警	察	本		部	長		3 2		3 8		7 0
選	学	管理	委	員	会		1 0 4		4 1		1 4 5

監	查	委	員	0	0	0
人	事	委員	会	0	0	0
労	働	委員	会	0	0	0
収	用	委員	会	0	0	0
海 [区 漁 業	調整す	き員会	0	0	0
内』	と面 漁場	易管理	委員会	0	0	0
病	院事	業管	理 者	0	0	0
É	 合		計	2,854	3,049	5,903

2 公文書の開示の決定等の状況

(1) 決定等の状況

(単位 件)

					(+ 12 11
決	定等	区分	請求	申出	合 計
開	全 部	開示	2,068	2,706	4,774
	一部	開示	5 0 8	3 2 7	8 3 5
示	小	計	2,576	3,033	5,609
不	開	示	2 6 3	1 2	2 7 5
	うち公文書	書の不存在	2 5 5	1 1	2 6 6
請习	校又は申出	の取下げ	1 3	4	1 7
却		下	2	0	2
	合	計	2,854	3,049	5,903

(2) 不開示理由の内訳

(単位 件)

条例第7条に規定する不開示情報区分	一部開示	不 開 示	合 計
条例第7条第1号(法令秘情報)又は	0	0	0
旧条例第6条第1号			
条例第7条第2号(個人情報)又は旧	3 6 0	0	3 6 0
条例第6条第2号			
条例第7条第3号(事業情報)又は旧	4 7 0	1	4 7 1
条例第6条第3号			
条例第7条第4号(犯罪捜査等情報)	4 1	0	4 1
又は旧条例第6条第4号			
旧条例第6条第5号(国、地方公共団	0	0	0
体等関係情報)			
条例第7条第5号(審議、検討等情報)	6	1	7
又は旧条例第6条第6号			
条例第7条第6号(事業執行過程情報)	5 9	1	6 0
又は旧条例第6条第7号			
旧条例第6条第8号(合議制機関等関	0	0	0
係情報)			
合計	9 3 6	3	9 3 9

注

- 1 事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開 示及び不開示(公文書の不存在を除く。)の決定件数の合計と一致しない場 合がある。
- 2 条例第7条に規定する不開示情報の区分の欄に掲げる旧条例第6条各号は、 条例附則第3項の規定により読み替えて適用される改正前の福島県情報公開 条例(平成2年福島県条例第41号)第6条各号を示す。

3 不服申立ての状況

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てに対する決定等の 状況は、次のとおりである。

(1) 件数

(単位 件)

						+)	- 112 17
不服申立て		決		定			
前年度からの当該年度中に繰越件数あった新規件数	却下	棄却	認容	一部認容	小計	取下げ	審理中
繰 越 件 数 あった新規件数				心台	_	_	
1 1 2	0	0	0	0	0	1	2

(2) 件名等

(2) 計名寺					
申立て年月日	件	名	決定	等の	区分
平成17年2月9日	「平成12年度分(10月年度分の警察本部少年記 査報償費支出に関する則 証拠書類全て」の一部開 請求	課及び交通指導課の捜 オ務会計帳票及び支出	審	理	中
平成17年4月25日	「医療事故報告書」の- 異議申立て	-部開示決定に対する	取	下	げ
平成18年1月26日	「県出資等法人に対して る文書」の不開示決定に		幡	理	中